

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動	(追加)	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
2	P.3-4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 告示第2条	製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業	製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号及び第2号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に

			<p>に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む） 二 小分類 225—鉄素形材製造業 三 小分類 235—非鉄金属素形材製造業 四 細分類 2422—機械刃物製造業 五 細分類 2424—作業工具製造業 六 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く） 七 小分類 245—金属素形材製品製造業 八 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く） 九 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く） 十 細分類 2465—金属熱処理業 十一 細分類 2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。） 十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 十三 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。） 十四 中分類 26—生産用機械器具製造業 十五 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。） 十六 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路 	<p>関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 細分類 2194—鋳型製造業（中子を含む。） 二 小分類 225—鉄素形材製造業 三 小分類 235—非鉄金属素形材製造業 四 細分類 2422—機械刃物製造業 五 細分類 2424—作業工具製造業 六 細分類 2431—配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。） 七 小分類 245—金属素形材製品製造業 八 細分類 2462—溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。） 九 細分類 2464—電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。） 十 細分類 2465—金属熱処理業 十一 細分類 2469—その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。） 十二 小分類 248—ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 十三 中分類 25—はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591—消火器具・消火装置製造業を除く。） 十四 中分類 26—生産用機械器具製造業 十五 中分類 27—業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274—医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276—武器製造業を除く。） 十六 中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製
--	--	--	--	--

			<p>製造業</p> <p>十七 中分類 29－電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922－内燃機関電装品製造業を除く。）</p> <p>十八 中分類 30－情報通信機械器具製造業</p> <p>十九 細分類 3295－工業用模型製造業</p>	<p>造業</p> <p>十七 中分類 29－電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922－内燃機関電装品製造業を除く。）</p> <p>十八 中分類 30－情報通信機械器具製造業</p> <p>十九 細分類 3295－工業用模型製造業</p>
3	P.4	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>(1) 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、別表b. 業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる業務とする。</p>	<p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>(1) 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)別表1b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。</p> <p>イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人)別表2b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。</p>
4	P.5	<p>第1 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 1号特定技能外国人が従事する業務</p> <p>製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事す</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>1. 特定技能外国人が従事する業務</p> <p>製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(鑄造の例：加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p>

			ることとなる関連業務（鋳造の例：加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等）に付随的に従事することは差し支えない。	<p>運用方針3（1）アに定める試験区分及び運用方針5（1）アに定める業務区分に従い、上記第1の1（1）の試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務</p> <p>（2）2号特定技能外国人</p> <p>運用方針3（2）アに定める試験区分及び運用方針5（1）イに定める業務区分に従い、上記第1の1（2）の「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」の試験合格並びに実務経験又は「技能検定1級」の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務</p>
5	P.5-6	第1 特定技能外国人が従事する業務 【主たる業務】	<p>○ （略）</p> <p>○ 製造業分野の1号特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 細分類2194 鋳型製造業（中子を含む）</p> <p>② 小分類225 鉄素型材製造業</p> <p>③ 小分類235 非鉄金属素型材製造業</p> <p>④ 細分類2422 機械刃物製造業</p> <p>⑤ 細分類2424 作業工具製造業</p> <p>⑥ 細分類2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）</p> <p>⑦ 小分類245 金属素型材製品製造業</p> <p>⑧ 細分類2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p>	<p>【主たる業務】</p> <p>○ （略）</p> <p>○ 製造業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <p>① 細分類2194 鋳型製造業（中子を含む。）</p> <p>② 小分類225 鉄素型材製造業</p> <p>③ 小分類235 非鉄金属素型材製造業</p> <p>④ 細分類2422 機械刃物製造業</p> <p>⑤ 細分類2424 作業工具製造業</p> <p>⑥ 細分類2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。）</p> <p>⑦ 小分類245 金属素型材製品製造業</p> <p>⑧ 細分類2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）</p>

		<p>⑨ 細分類 2 4 6 4 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）</p> <p>⑩ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</p> <p>⑪ 細分類 2 4 6 9 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</p> <p>⑫ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>⑬ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>⑭ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>⑮ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。）</p> <p>⑯ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>⑰ 中分類 2 9 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。）</p> <p>⑱ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>⑲ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</p> <p>○ 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、1号特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で①～⑱に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。 （略）</p> <p>○ 製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めると</p>	<p>⑨ 細分類 2 4 6 4 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）</p> <p>⑩ 細分類 2 4 6 5 金属熱処理業</p> <p>⑪ 細分類 2 4 6 9 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）</p> <p>⑫ 小分類 2 4 8 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>⑬ 中分類 2 5 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2 5 9 1 消火器具・消火装置製造業を除く。）</p> <p>⑭ 中分類 2 6 生産用機械器具製造業</p> <p>⑮ 中分類 2 7 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 2 7 4 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 2 7 6 武器製造業を除く。）</p> <p>⑯ 中分類 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>⑰ 中分類 2 9 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業を除く。）</p> <p>⑱ 中分類 3 0 情報通信機械器具製造業</p> <p>⑲ 細分類 3 2 9 5 工業用模型製造業</p> <p>○ 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で①～⑱に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。 （略）</p> <p>○ 製造業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験</p>
--	--	--	---

			<p>おり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。</p>	<p>を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。さらに、当該業務は、告示第2条に掲げる産業に係るものでなければなりません。</p>
6	P.7	【関連業務】	<p>○ 分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。</p>	<p>【関連業務】</p> <p>○ 分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。</p>
7	P.7	【その他業務関係】	<p>○ 分野別運用方針別表 b. 業務区分（5（1）関係）及び別表2 b. 業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。</p>	<p>【その他業務関係】</p> <p>○ 分野別運用方針別表 1 b. 業務区分（5（1）ア関係）及び別表2 b. 業務区分（5（1）イ関係）の欄に掲げる「電気電子機器組立て」の業務は、電子機器を構成するコンデンサ等の電子部品製造作業を含みます。</p>
	P.7	【相談窓口】	<p>○ 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については経済産業省にお問合せください。問い合わせ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。</p> <p>(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)</p>	<p>【相談窓口】</p> <p>○ 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については経済産業省にお問合せください。問い合わせ先については、経済産業省のホームページを御覧ください。</p> <p>(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html)</p>
8	P.8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p>	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p>

9	P.8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)</p>	(新設)	<p>申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請人が次のいずれにも該当していること。 <ul style="list-style-type: none"> イ～ロ (略) ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。 ニ (略) 二～七 (略)
10	P.8-9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。</p> <p>(1) 技能水準(試験区分)</p> <p>別表 a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」</p> <p>イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p>	<p>3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項</p> <p>製造業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。</p> <p>また、特定技能1号の在留資格については、製造業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準(試験区分)</p> <p>別表 1 a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日</p>

				<p>本語能力試験（N 4 以上）」</p> <p>（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」の A 2 相当以上の水準と認められるもの</p> <p>（2） 2号特定技能外国人</p> <p>技能水準（試験区分及び実務経験）</p> <p>ア 試験区分</p> <p>別表 2 a. 試験区分（3（2）ア関係）の欄に掲げる試験</p> <p>イ 実務経験</p> <p>日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。</p>
11	P.9-10	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>		<p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>（2）「製造分野特定技能 2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定 3級」又は「技能検定 1級」（運用方針 3（2）アの試験区分：運用方針別表 2 a. 試験区分（3（2）ア関係）のとおり）</p> <p>ア 技能水準及び評価方法（特定技能 2号）</p> <p>（技能水準）</p> <p>「製造分野特定技能 2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定 3級」の合格並びに日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における 3年以上の実務経験を要件とする。</p> <p>（中略）</p> <p>また、「技能検定 1級」の合格及び同実務経験を満たす者は、上級の技能労働者が通常有すべき熟練した技能を有するものと認める。</p>

			<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。</p> <p>この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
12	P.10-11	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	○ なお、製造業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。	○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験等の合格に加えて、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経

		<p>○4 つ目から7つ目</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>験が必要です。</p> <p>○ この場合の「日本国内に拠点を持つ企業」とは日本国内に登記している本店又は主たる事務所等がある企業をいいます。</p> <p>○ 「製造業の現場における実務経験」とは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業（ただし、「中分類09-食料品製造業」及び「中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。以下同じ。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指します。</p> <p>○ 前記の日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業に掲げるものを行っているとは、事業所において、直近1年間で大分類E-製造業に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> <p>製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。</p> <p>① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。</p> <p>ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものの</p> <p>イ 自家使用されたもの（その事業所において最</p>
--	--	-------------------	-------------------------------------	--

				<p>終製品として使用されたもの)</p> <p>ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く）</p> <p>② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。</p>
13	P.11-12	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p><試験合格者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p><本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本要領別表の「試験免除等となる技能実習2 	<p><特定技能1号の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験合格者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる技能試験の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合 <p>本要領別表の「試験免除等となる技能実習2号」欄</p>

			<p>号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <p>○ 技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号） <p>*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>	<p>に掲げる職種・作業に係る技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合 <p>技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）</p> <p>*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p> <p><特定技能2号の場合></p> <p>○ 製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの製造分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写し ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかのビジネス・キャリア検定の合格証明書の写し <p>○ 技能検定1級合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの技能検定1級の合格証書の写し ・素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第3-2号）
14	P.12	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	<p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を</p>	<p><特定技能1号></p> <p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良</p>

		<p>【留意事項】</p>	<p>良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況进行评估した文書の提出が必要です。</p>	<p>好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況进行评估した文書の提出が必要です。</p> <p><特定技能2号></p> <p>○ 製造分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご相談ください。</p> <p>○ 技能検定1級合格者の実務経験は、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第3-2号）」にて確認します。</p>
15	P.13	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第3条</p>	<p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>二 経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他</p>	<p>製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（次号において「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>二 経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業</p>

			業務に対して必要な協力を行うこと。	務に対して必要な協力を行うこと。 三 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。 四 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。
16	P.13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件 ウ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。	(削除)
17	P.13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置 (1) 特定技能所属機関に対して講じる措置等 ウ 1号特定技能外国人の訓練・各種研修 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置 (1) 特定技能所属機関に対して講じる措置等 ウ 特定技能外国人の訓練・各種研修 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を行うこと。
18	P.14	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 ○3つ目	○ 構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。	○ 構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査(オンライン調査も含む)その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
19	P.14	○5つ目	(新設)	○ 特定技能外国人から製造業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わ

				ない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができませんこととなります。
20	P.14	○7つ目	○ さらに、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。	○ さらに、特定技能所属機関は、特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。
21	P.15	第4 上陸許可に係る基準 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一～六(略) 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
22	P.15	第4 上陸許可に係る基準 【関係規定】 告示第1条	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野(以下、単に「製造業分野」という。)に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野(以下、単に「製造業分野」という。)に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請

			法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。
23	P.15-16	第4 上陸許可に係る基準 ○1つ目から3つ目	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。</p>	<p>○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として製造業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7条に基づき、告示をもって定めたものです。</p> <p>○ 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。</p> <p>○ 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れはできないこととなります。</p>

別表(製造業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
<p>【特定技能1号】 特定技能外国人が従事する業務区分 【特定技能2号】 特定技能外国人が従事する業務区分 又は、日本の労働に上り、農林水産省等 関係省庁の製造工場の作業に従事する者</p> <p>【共通事項】 特定技能の在留資格に係る制約事項に 係る事項のうち、労働者として(当該技能 日本国に滞在する期間中に)従事する業務の 内容、労働時間、労働条件(労働者の雇 用契約の条件)に関する事項(労働 法第5条、労働契約法第15条)を除く 事項は、認定申請時又は労働者 の雇入れ時において定めらる。</p> <p>認定分野特定技能1号評価試験(製造) 認定分野特定技能1号評価試験(建設) 認定分野特定技能1号評価試験(加工) 認定分野特定技能1号評価試験(機械加 工) 認定分野特定技能1号評価試験(金属プ ラステック成形) 認定分野特定技能1号評価試験(木工) 認定分野特定技能1号評価試験(電気機 械組立) 認定分野特定技能1号評価試験(電気機 械組立) 認定分野特定技能1号評価試験(塗装) 認定分野特定技能1号評価試験(工業製 業)</p>	<p>認定分野特定技能1号評価試験(製造) 認定分野特定技能1号評価試験(建設) 認定分野特定技能1号評価試験(加工) 認定分野特定技能1号評価試験(機械加 工) 認定分野特定技能1号評価試験(金属プ ラステック成形) 認定分野特定技能1号評価試験(木工) 認定分野特定技能1号評価試験(電気機 械組立) 認定分野特定技能1号評価試験(電気機 械組立) 認定分野特定技能1号評価試験(塗装) 認定分野特定技能1号評価試験(工業製 業)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>職種</p> <p>作業</p> <p>製造</p> <p>建設</p> <p>加工</p> <p>機械加工</p> <p>金属プラスチック加工</p> <p>木工</p> <p>電気機械組立</p> <p>電気機械組立</p> <p>塗装</p> <p>工業製業</p> <p>仕上げ</p>	<p>職種</p> <p>作業</p> <p>製造</p> <p>建設</p> <p>加工</p> <p>機械加工</p> <p>金属プラスチック加工</p> <p>木工</p> <p>電気機械組立</p> <p>電気機械組立</p> <p>塗装</p> <p>工業製業</p> <p>仕上げ</p>

別表(製造業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
			<p>職種</p> <p>作業</p> <p>プラスチック成形</p> <p>繊維検査</p> <p>繊維保全</p> <p>電気機器組立</p> <p>塗装</p> <p>海運</p>	<p>職種</p> <p>作業</p> <p>プラスチック成形</p> <p>繊維検査</p> <p>繊維保全</p> <p>電気機器組立</p> <p>塗装</p> <p>海運</p>

別表(製造業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
<p>【特定技能1号】 特定技能外国人が従事する業務区分 又は、日本の労働に上り、農林水産省等 関係省庁の製造工場の作業に従事する者</p> <p>【共通事項】 特定技能の在留資格に係る制約事項に 係る事項のうち、労働者として(当該技能 日本国に滞在する期間中に)従事する業務の 内容、労働時間、労働条件(労働者の雇 用契約の条件)に関する事項(労働 法第5条、労働契約法第15条)を除く 事項は、認定申請時又は労働者 の雇入れ時において定めらる。</p> <p>認定分野特定技能1号評価試験(製造) 認定分野特定技能1号評価試験(建設) 認定分野特定技能1号評価試験(加工) 認定分野特定技能1号評価試験(機械加 工) 認定分野特定技能1号評価試験(金属プ ラステック成形) 認定分野特定技能1号評価試験(木工) 認定分野特定技能1号評価試験(電気機 械組立) 認定分野特定技能1号評価試験(電気機 械組立) 認定分野特定技能1号評価試験(塗装) 認定分野特定技能1号評価試験(工業製 業)</p>	<p>認定分野特定技能1号評価試験(製造) 認定分野特定技能1号評価試験(建設) 認定分野特定技能1号評価試験(加工) 認定分野特定技能1号評価試験(機械加 工) 認定分野特定技能1号評価試験(金属プ ラステック成形) 認定分野特定技能1号評価試験(木工) 認定分野特定技能1号評価試験(電気機 械組立) 認定分野特定技能1号評価試験(電気機 械組立) 認定分野特定技能1号評価試験(塗装) 認定分野特定技能1号評価試験(工業製 業)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>職種</p> <p>作業</p> <p>製造</p> <p>建設</p> <p>加工</p> <p>機械加工</p> <p>金属プラスチック加工</p> <p>木工</p> <p>電気機械組立</p> <p>電気機械組立</p> <p>塗装</p> <p>工業製業</p> <p>仕上げ</p>	<p>職種</p> <p>作業</p> <p>製造</p> <p>建設</p> <p>加工</p> <p>機械加工</p> <p>金属プラスチック加工</p> <p>木工</p> <p>電気機械組立</p> <p>電気機械組立</p> <p>塗装</p> <p>工業製業</p> <p>仕上げ</p>

別表(製造業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号		特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等
			<p>職種</p> <p>作業</p> <p>プラスチック成形</p> <p>繊維検査</p> <p>繊維保全</p> <p>電気機器組立</p> <p>塗装</p> <p>海運</p>	<p>職種</p> <p>作業</p> <p>プラスチック成形</p> <p>繊維検査</p> <p>繊維保全</p> <p>電気機器組立</p> <p>塗装</p> <p>海運</p>

25

分野参考
様式第3-1号

分野参考様式第3-1号

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に修るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理のいずれかの業務であること。
- 2 号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 細分類 2194 鋳型製造業（中子を含む）
 - 2 小分類 225 鉄素形材製造業
 - 3 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
 - 4 細分類 2422 機械刃物製造業
 - 5 細分類 2424 作業工具製造業
 - 6 細分類 2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
 - 7 小分類 245 金属素形材製品製造業
 - 8 細分類 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 9 細分類 2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 10 細分類 2465 金属熱処理業
 - 11 細分類 2469 その他金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
 - 12 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 - 13 中分類 25 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591 消火器具・消火装置製造業を除く。）
 - 14 中分類 26 生産用機械器具製造業
 - 15 中分類 27 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276 武器製造業を除く。）
 - 16 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 17 中分類 29 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922 内燃機関電装品製造業を除く。）
 - 18 中分類 30 情報通信機械器具製造業
 - 19 細分類 3295 工業用模型製造業
- 3 1号特定技能外国人を受け入れる際、当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 4 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 5 経済産業省又は協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 6 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第3-1号

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理のいずれかの業務であること。
- 2 特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号及び第2号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 細分類 2194 鋳型製造業（中子を含む）
 - 2 小分類 225 鉄素形材製造業
 - 3 小分類 235 非鉄金属素形材製造業
 - 4 細分類 2422 機械刃物製造業
 - 5 細分類 2424 作業工具製造業
 - 6 細分類 2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
 - 7 小分類 245 金属素形材製品製造業
 - 8 細分類 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 9 細分類 2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
 - 10 細分類 2465 金属熱処理業
 - 11 細分類 2469 その他金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
 - 12 小分類 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
 - 13 中分類 25 はん用機械器具製造業（ただし、細分類 2591 消火器具・消火装置製造業を除く。）
 - 14 中分類 26 生産用機械器具製造業
 - 15 中分類 27 業務用機械器具製造業（ただし、小分類 274 医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276 武器製造業を除く。）
 - 16 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - 17 中分類 29 電気機械器具製造業（ただし、細分類 2922 内燃機関電装品製造業を除く。）
 - 18 中分類 30 情報通信機械器具製造業
 - 19 細分類 3295 工業用模型製造業
- 3 特定技能外国人を受け入れる際、当該特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修を実施すること。
- 4 経済産業省が設置する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
- 5 経済産業省又は協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の報告、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- 6 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
- 7 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

26

分野参考
様式第3
—2号

(新設)

分野参考様式第3—2号

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏名	
生年月日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 業務内容

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務

(2) 就業期間・就業場所

1	就業期間： 年 月 日～ 年 月 日 ・企業名： ・本社の住所： ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所： ・本社との関係： <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 子会社・関連会社 <input type="checkbox"/> その他()
2	就業期間： 年 月 日～ 年 月 日 ・企業名： ・本社の住所： ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名：

・事業所の住所：
・本社との関係：事業所 子会社・関連会社 その他（ ）

就業期間合計： 年 月

※必要に応じ行を追加すること。

※上記（１）の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに分けて記載すること。

※「日本国内に拠点を持つ企業」とは日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいう。

※「製造業の現場における実務」とは日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類 E-製造業（ただし、「中分類 09-食品製造業」及び「中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指す。

作成日 年 月 日

事業者

氏名又は名称

住 所

連 絡 先

作成責任者（署名）

※複数事業所での実務経験がある場合には、申請時点で所属する事業者にて、合計就業期間が3年を満たしていることを確認のうえ、本申請書に署名をすること。

※証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。